

令和 8 年第 1 回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 小 倉 尚 裕

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日時 令和8年3月6日（金曜日）午前10時29分～午前11時46分

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第71号 青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第74号 青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第75号 青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第76号 青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第77号 青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第80号 青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 請願第3号 浪岡学校給食センターの存続を求める請願

【挙手による報告】

- (1) 損害賠償等請求事件の判決について

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	工 藤 裕 司	市 民 部 次 長	木 村 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 秀 彦	経 済 部 次 長	横 山 明 典
経 済 部 長	横 内 信 満	農 林 水 産 部 次 長	坂 本 康 人
経 済 部 理 事	工 藤 拓 実	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	角 田 毅
農 林 水 産 部 長	大 久 保 文 人	経 済 政 策 課 長	千 葉 皆 工
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	武 井 秀 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長	小 山 和 紀
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	泉 宏 明	生 活 安 心 課 長	小 山 内 政 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	船 橋 正 明	関 係 課 長 等	

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	花 田 昌	議 事 調 査 課 主 事	杉 浦 晃 平
---------------	-------	---------------	---------

○**小倉尚裕委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案6件及び請願1件について、ただいまから審査をいたします。

初めに、議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の配付資料1を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」についてですが、電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

次に、改正内容についてですが、配付資料2の新旧対照表を御覧ください。

青森市印鑑条例第14条の2において、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について規定しておりますが、この条項中の移動端末設備を定義する電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロの規定が、改正により第12条の2第4項第3号ロとなりまして、当該条例の参照条項の移動が生じたために、条項のずれを改正するものです。参考まで申し上げますと、多機能端末機というのはコンビニエンスストア等に設置されておりますマルチコピー機のことでありまして、移動端末設備とはスマートフォンのことであります。

最後に、配付資料1の「3 施行期日」についてですが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日からとしております。

以上、議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○**小倉尚裕委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第74号「青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、制定理由であります。

卸売市場法の一部改正に伴いまして、青森市中央卸売市場における指定飲食料品等の取扱品目等の公表について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容であります。卸売市場法の一部改正に伴い、青森市中央卸売市場においては、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に定めます指定飲食料品等の品目、指定飲食料品等の費用の指標、飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置の事項について公表することが義務づけられましたことから、インターネット等により公表することについて規定するものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

次に、資料2を御覧ください。

資料2は、条例改正案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきますと存じます。

以上、議案第74号「青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 前回の常任委員協議会の時に聞いたことの延長なんですけれども、これをやるに当たって、国において協議会みたいなのができて、その後、作業部会というのをつくって、その中で対象品目を指定するというお話をされていて、その時に対象品目もちゃんと決まっていなくて、これから決まるという答弁だったんですけれども、それ以降で決まったこと、それから対象品目が何になるのか決まったのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 国におきましては、前回の常任委員協議会から新たに整理されたこと、決まったことについては、現時点ではありません。

国においては、現在においても協議会は既に設置済み、その中でワーキンググループについても既に設置済みであります。ちなみにワーキンググループは、飲用牛乳、豆腐・納豆、米、それと野菜という4つのワーキンググループができておまして、現在、その中でこういった品目を指定するかということは今も協議中という現状で

あります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 4月1日から施行ということは、それまでに決まるということですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 指標については、現状は4月1日以降、順次決定するという状況であります。4月1日から全てがそろっているという状況にはないかもしれません。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 要するに、公表することを義務づけたということになると思うんですけども、ここの指定飲食料品で、飲というのは何になるのですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 飲用牛乳がそれに該当すると思います。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 牛乳以外は何かあるんですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 今のところ、ワーキンググループでは飲用牛乳のワーキンググループ、その他の飲料についてはグループがないので、恐らく、それ以外はないだろうと思っております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。木下委員。

○木下靖委員 そもそも論で、指定飲食料品の定義というのは何ですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 指定飲食料品につきましては、一般の消費等々で、指定される品物は生活必需品等として売買されるもので、消費者の値頃感を踏まえた価格設定されやすいなどの性質がある品目、または取引において費用が認識されにくい品目を食料品として指定することになります。

もう少し平たく言えば、価格がどうしても値頃感が先行してしまっていて、適正な価格として値段がついていきますかというものについては指標を示して、この適正な価格はこのくらいですというのをしっかり出してあげて、あるいは生産者でありますとか途中の仲卸の人とか、そういった人たちの利益は守っていきましようという制度になっていくかと思えます。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすると、今いろいろと話題になっています米の価格なんかは、当然それに含まれることになりますよね。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 米についてもワーキンググループができて協議されているという段階であります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第76号「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」の計2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら2件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第75号「青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第76号「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第75号「青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

議案第75号資料1を御覧ください。

制定理由であります。1月21日開催の本常任委員協議会でも御報告させていただきましたが、青森市八甲田ふれあい施設、いわゆる青森市八甲田憩いの牧場の指定管理者につきましては、青森市営共同牧野とグルーピングをし、昨年募集、再募集いたしました。応募がありませんでした。

この結果を受けまして、当該施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度から市直営と管理業務委託の組合せにより施設管理・運営する方向で準備を進めてまいりました。

現行の条例では、当該施設の管理を行うことができるものは、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、市長が指定するものに限られているため、直営で管理が行えるよう、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。第7条利用料金等において、八甲田憩いの牧場の管理を指定管理者に行わせる場合には、利用者から利用料金を徴収する旨を規定するほか、第12条指定管理者による管理において、指定管理者による管理を行うことができる旨を規定します。

また、第16条として、利用料金の徴収及び免除並びに原状回復の規定について、市長が八甲田憩いの牧場の管理を行う場合に準用する旨を新たに設けることとして

おります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

議案第75号関係資料2を御覧ください。

資料2につきましては、条例改正案の新旧対照表であります。内容がただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、議案第76号「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第76号関係資料1を御覧ください。

制定理由であります。ただいま御説明いたしました青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の内容となっております。

改正内容であります。第9条指定管理者による管理において、指定管理者による管理を行うことができる旨を規定するほか、別表において、条ずれが発生している箇所の修正を行うものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

議案第76号関係資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明した改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第75号「青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第76号「青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 八甲田憩いの牧場の利用料金とあるんですけども、これはパターゴルフの利用料金ということによかったですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 こちらにはパターゴルフ場とラジコンカーのコースがありまして、そちらの利用料金ということになります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 前回、ラジコンカーは休止しているという話だったんですけども、それは再開するということですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 条例上は施設もありますし、料金も設定されておりますが、管理運営上、利用に著しく支障があるので、休止をさせるということになります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○**村川みどり委員** 料金自体は直営になっても変わらないということでしょうか。

○**小倉尚裕委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 料金の変更はありません。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** それから、両施設——共同牧野と憩いの牧場を直営でやる場合の職員は何人ずつ配置する予定なんでしょうか。

○**小倉尚裕委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** まず、市の職員につきましては、現状の職員から増減はありません。ただ、管理業務委託する部分、一部管理業務委託しますので、それは民間の施設のほうに委託をすると。市職員の人数については、現有人数、具体的に言うと、畜産振興を担当する4名ということで変更はありません。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 憩いの牧場も牧野も全部合わせて4人ということですか。

○**小倉尚裕委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 市の職員はそのようになります。合わせて4名ということになります。

さらに、参考までに申し上げますと、例えば市営共同牧野でありますと、管理委託するに当たって作業員を1名増やすでありますとか、これは憩いの牧場も同じですけれども、作業員について1名程度増やす予定で、今、積算をしているところであります。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 憩いの牧場なんですけれども、やっぱりレストランが人気で、それを目当てに行く人とかも結構いるんですけれども、市民からはレストランをやってほしいという声が結構あります。それについてはどうでしょうか。

○**小倉尚裕委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 指定管理で運営していた今年度まではレストランとして運営しておりました。今度、直営するに当たって、八甲田牛を今後どのようにして提供していくのか、年間50頭または40頭という限られた数字の八甲田牛であります。一方では、県外等で使用しながら、商圏の人たちにPRし、その人たちが青森に来て、ぜひ八甲田牛を食したい、あおもり産品を食したいという方々の誘客につなげていきたいという思いと、そうやって青森に来た方に、どうやって八甲田牛、あおもり産品を提供するかという大きな流れで、今、私どもで考えておまして、それらサービスを提供する施設として憩いの牧場をどう活用していくかということとを少し検討させていただく時間が欲しいということで、来年度は一旦休止して、ただ、そこは利用者の休憩スペース等として活用させていただこうと考えているところであります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱりレストランがなくなって、憩いの牧場にただ遊びに行く家族連れとかは芝生で楽しんだりとかはするけれども、それだけだとちょっとなかなか集客に結びつかないから、憩いの牧場でどう集客していくのかということの作戦だとか、ちゃんと練っていく必要があるかなというふうに思っていました。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 1点だけ、先ほどのレストランで補足をさせていただければ、憩いの牧場で多くの皆さんが利用している、または施設を訪問する目的にもなっているかと思うんですけれども、バーベキューのコンロの貸出しをやっておりまして、そちらの利用者もかなり多くて、憩いの牧場で楽しんでいただいているところであります。

可能であれば、管理業務を委託する中でも、受託者にはそのようなサービスを継続していただけないだろうかということは考えていて、食の面でも来訪する目的はつけていきたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第75号について採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号について採決いたします。

議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第77号「青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。

国におきましては、令和7年2月に発生いたしました大船渡市の林野火災を受けまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等において林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとし、各都道府県に対しまして、「令和7年林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の推進について」として通知をされているところであります。当該通知におきましては、各市町村の火災予防条例において、林野火災注意報または林野火災警報が位置づけられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記することとされております。これを受けまして、青森地域広域事務組合におきましては、青森地域広域事務組合火災予防条例を改正する予定としているところであります。また、青森市火入れに関する条例につきましても、別途条例による注意報等が——この場合の別途条例というのが青森地域広域事務組合火災予防条例であります。別途条例による注意報等が発せられた際に、火入れの制限を行えるようにするため、改正するものであります。

「2 改正内容」であります。本条例のうち第13条火入れの中止に関する事項について、次のとおり改正を行うものであります。1つに、別途条例において、林野火災に関する注意報等が発せられた場合にも、火入れの許可期間中であっても火入れを行わせない旨を規定すること。2つに、火入れの実施中に別途条例において、林野火災に関する注意報等が発せられた場合にも、速やかに消火させるためを規定するものであります。3として、その他、語句の修正を行わせていただいております。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

次に、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきますと存じます。

以上、議案第77号「青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 議案第80号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付資料と新旧対照表を準備しておりますので御覧ください。

初めに、資料1の「1 改正理由」について御説明申し上げます。

高齢社会の進展により火葬件数が増加し、火葬に係る維持管理運営費用も増加していることに対応するため、現在建て替え工事を進めております青森市斎場の供用開始に合わせて、平成10年以降実質据置きとなっている斎場使用料について見直しを行うとともに、物価上昇下における市民の葬儀等の費用負担を軽減しつつ、一定の収入が確保できるよう所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」について御説明いたします。

配付資料の新旧対照表では、改正前の条文については【前】、改正後の条文については【後】と表記しておりますので、あらかじめ御了承願います。

まず、①使用料の額の改定につきましては、平成10年以降1万5000円と低廉な価格に据え置きとなっている市民以外の火葬に係る使用料につきまして、現在の指定管理料と火葬件数を基に算定し、基本となる額を4万円と定めるものであります。

また、火葬区分ごとの使用料につきましては、基本とした額、この4万円という基本とした額を基に、火葬時間の比率、他市の使用料の割合を参考として算定したものです。また、それぞれの使用料の額につきましては、改正前の第6条及び別表に規定しておりましたが、これを改正後の第5条及び別表のとおり改正するものであります。

資料2 ページ目の使用料に係る別表の比較を御参照いただければと思います。

新たに設置する霊安室であります。火葬前の御遺体を2体収容できるスペースとなりますが、火葬前に安置することを想定してありまして、あらかじめ24時間までの使用料を定め、詳細な使用方法については、本改正条例が御議決いただけたら、規則を改正し規定することとしております。

次に、②市民無料の継続につきましては、斎場という施設は市民の誰もが使用する可能性があり、また使用料につきましては、受益者負担の性質はありますものの、昭和47年の現斎場供用開始から50年以上無料であったという経緯を考慮し、また市民の葬儀等の費用負担を軽減するため、市民無料を継続することとしたものであります。このことについて、改正前は第6条において、動物火葬のために使用する場合を除き市民は無料であるという規定と併せて、有料となる使用者というものの定義を規定し、この有料となる際の額については別表で規定しておりましたが、これらを整理した上で、改正後の第5条及び別表において規定し直したという改正となっております。

次に、③動物火葬の使用料見直しにつきましては、動物火葬は特定の方の利用であり、従来からも市民の皆様にも御負担いただいているものであるため、現在の維持管理運営費用を反映させた使用料として別表のとおり見直しするものであります。

また、今後の収入確保のため、青森市斎場におきましても市民以外の使用を可能とするものであります。このことに伴い、動物火葬の利用者を市民に限定する改正前の第5条を廃止し、改正後の第5条及び別表において、利用者ごとの額を定めるものであります。

次に、④市民の定義であります。現在の条例において、動物火葬を除き無料となる市民の定義は、青森市斎場においては、死亡者または申請者が市民である場合、浪岡斎園は、死亡者が市民である場合となっております。今後は、無料とする市民の定義は斎場ごとの区分なく、火葬区分ごとに整理するものであります。死体の火葬については、年齢を問わず、亡くなられたときに市民であられた方に対して使用料を無料とするものです。そのほか、死産児は、その父または母が市民であるとき、埋葬された死体、人体の一部、犬及び猫等は申請者が市民であるときに無料とするものです。これは改正前の第6条における規定を、使用料の額との関連も含めて、火葬区分ごとに別表の備考として規定するものです。このことに伴いまして、資料の1ページ、④の部分ですが、そこに米印で記載しておりますが、改正後に有料となる事例を記載しておりますが、斎場使用料無料という市民の利益を保持するため、その条件を明確化し適正化するものと考えております。

次に、資料の2ページになりますが、⑤その他ですが、こちらについては使用料にかかる改正を行うことに伴い、別表においても、火葬の対象を明確するために語句の整理を行うものです。次に、このたびの使用料の改正は、火葬に係る維持管理・運営費用のみを使用料の対象経費とするため、施設更新のない浪岡斎園の使用についても一律の使用料とするものであります。そのほか、条例の中で利用者という略称を適用するためのもの、還付条件に係る語句の整理について改正するものです。

最後に、「3 施行期日」につきまして、附則では、新たな青森市斎場が供用開始となる令和8年10月1日を施行期日として、また、施行期日前に許可を受けた使用に係る使用料については、従前の取扱いとするという経過措置を設けるものであります。

以上、議案第80号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 斎場の資料、ちょっと今探して見つからないので教えてほしいのですが、動物火葬とあるんだけど、炉は人体火葬する場所と同じ場所を使うのか、動物火葬は別の炉を使うのか、まず1点目です。2点目は、動物火葬、今、犬も大

きいので、大きい犬が火葬できる平米数があるのか、焼却炉の大きさを教えてください。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 御質疑にお答えいたします。

まず、動物火葬の場所ですが、動物専用の火葬炉がありまして、斎場から入る場合も、動物火葬のほうは動線を別にしておりますので、そちらを準備しております。また、火葬炉のサイズは、現在使用している動物火葬の炉よりもうちょっと大きいものになりまして、人体火葬と同じ規格のサイズになりますので、大型犬等にも対応できる仕様となっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 もう1点だけ。霊安室、24時間使用という説明を受けたけれども、これは24時間たてば出さなければならないというわけでもなくて、場合によっては連続使用も——例えば行旅死亡人が出た場合に、まず青森警察署で監察をして、死亡原因を診て、青森警察署に冷凍庫があるので、そこが終われば、青森市に対して早く持って行ってと言われると思う。そうすると、霊安室ができれば、霊安室があるんだから持っていけとしゃべられる。24時間でいろんな手続ができればいいんだけど、24時間となっているけれども、場合によっては延長もできるという内容でいいんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 行旅死亡人のお話もありましたけれども、こちらになると市のほうで対応するという事になっておりますが、こちらも委託によって葬祭業者のほうで火葬手続とかしてもらおうことになりますので、そちらに遺体を安置する場所があれば、そちらでということになりますし、まだ、それも含めてですけれども、火葬の直前に、例えば葬祭業者さんのほうの都合で安置する場所の確保ができない事情があるとか、そういった場合に直前に使っていただくことを想定しているものですので、24時間というのは、そういった意味合いも含めて短い時間で設定しておりますが、こちら、先ほど述べましたように、今後、規則のほうで運用等を定めていきますので、そういったところにも柔軟に対応できるような内容で検討してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 現在の炉の数と、新しくなった施設の炉の数を教えてもらっていいですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 現在の炉の数は7つありますけれども、常時稼働しているのが4つの炉でありまして、今度の新しい斎場は8つ、常時稼働するのは7つの炉となりますので、1回の火葬時間で7つ、時間はちょっとずつずれていきますけれども、7つ稼働して、2回回すと14件という形になります。今は二次火葬までで8件、

三次火葬で12件という形になりますので、新しい斎場は二次火葬した段階で14件火葬できるという形になります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 基本的に、市民以外の人に4万円を課すということには、やはり賛成できないです。あまりにも高くなり過ぎるし、さらには、便乗して浪岡の斎場も一律使用料を上げるということの理解が得られません。なので、基本的にはこの条例には反対する上で、質疑を続けたいと思うんですけども、前回も確認したんですけども、市民以外の人に4万円とする根拠をもう一度お知らせください。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 先ほど説明で申し上げましたが、今新たに斎場建設に当たって、指定管理している指定管理料——これが新しい斎場で令和8年度の10月からになりますので、今、予算要求している金額ベースで考えて、令和9年度から通年で使うことになりますので、その指定管理料を令和6年度の火葬件数、これを火葬時間で換算した件数にしまして、先ほど区分がいろいろあると申し上げましたが、12歳以上・未満含めてですが、全部の火葬件数を火葬時間で換算した件数で割り返しまして、そこから出てきた金額の端数を切り捨てて4万円としたものです。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その4万円の件数というのは、年間どれくらいを見込んでいるんですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 担当課から説明させます。

○小倉尚裕委員長 生活安心課長。

○小山内政広生活安心課長 担当の生活安心課であります。令和6年度の実績の件数ですが、青森市斎場、浪岡斎園合わせまして、12歳以上の人体火葬の件数ですけども、市民利用が4163件、これに市民以外の利用58件、合わせますと4221件なんですけども、この58件の部分が4万円になるということになりますし、市民部長のほうから御説明もありましたが、市民定義の変更で大体60件くらいが、無料化が有料化にシフトするということになりますので、58人プラスで100件ちょっとが4万円対象になるケースになるかと試算しております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 大体400万円くらい見込んでいるということですか。

〔小山内政広生活安心課長「500万円」と呼ぶ〕

○村川みどり委員 その収入は指定管理料の中に入るといふことでよろしかったですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 担当課から説明させます。

○小倉尚裕委員長 生活安心課長。

○**小山内政広生活安心課長** あくまでも使用料収入は市の直接の歳入になりますので、斎場・斎園の全体の運営経費の財源となります。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** やはり、指定管理者に入るのではなくて、市の予算会計の火葬のところに入るということですか。

〔小山内政広生活安心課長「そのとおりです」と呼ぶ〕

○**村川みどり委員** どさくさに紛れて浪岡も一緒に上げるということがどうも理解できなくて、浪岡の斎場が新しくなるわけでもないし、何も変わらないのに、どさくさに紛れて浪岡も一緒に利用料を上げるという理由は何ですか。

○**小倉尚裕委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 今回の有料化に基づいて考えたところというのが、斎場の維持管理経費を基に積算しております。先ほど申しあげましたとおり、平成10年から据え置かれた使用料という形になっていきますので、現行が他都市に比べて極めて低廉な価格になっているという実態、今、実際に維持管理・運営に係る費用とはかなり乖離した金額のまま、ここまで推移してきているというところであります。

今回、斎場の建て替えは基本的に使用料見直しの契機とさせていただきますが、したがいまして、これは建設費等が新しい使用料の積算には含まれておりませんのは、そういうところでありまして、火葬を今、現行の燃料費や人件費、様々なものがありますけれども、係る経費の中で積算していった場合に妥当な金額として算定し直したものでありますので、浪岡の斎園におきましても施設は新しいものではないですが、火葬に係る経費というところはそれほど変わるものではありませんので、併せて統一させていただくという趣旨であります。

以上です。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 浪岡の人の理解を得られるのは難しいんじゃないかなと思いますし、亡くなった人ですけれども、4万円という負担増というのはちょっと重すぎるなと思ったので、この条例案には反対します。

○**小倉尚裕委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 補足させていただきます。基本的に、今回の斎場の見直しによって使用料というのは大きく値上げと言いますか、金額が上がりましたけれども、市民はあくまで無料を継続するという前提の下でありまして、市民以外の方が利用される場合の金額の見直し、動物火葬は別ですけれども、そういった内容になっております。市民以外の方というのは、他都市の斎場を使用しているところもそうですけれども、市民を有料としている斎場のほうが実は多くて、全国で8割を超える斎場が市民も有料という状況になっておりまして、有料としている施設にあっても、市民と市民以外というのは金額を切り分けて考えて、市民のほうはなるべく安い費用で、市民以外はその分ちょっと多くいただくと。なぜなら、斎場の費用そのもの

が一般財源の中で賄われてきているということになりますので、市民以外の方がそこを利用される場合、低廉な価格を据え置くということになりますと、結果、その分、実際にかかる費用とその差をどうやって埋めていくかという、青森市民の税収からいただいた一般財源を使用して、そこを埋めていくという形になりますので、ここは一義的にこの施設を火葬するというのは基本的に市民を大前提として考えると。事情があつて他都市の方でも使いたいという方に関しては、これは拒むものではないですが、市民よりもちょっと使用料が高くなりますという考え方が基であります。さらに、ちょっと長くなって申し訳ないのですが、我々も有料化している自治体を見たんですが、市民以外の使用料の平均というのは、中核市で見ますと、使用料の平均が約5万9000円くらい、大体6万円くらいになっておまして、東北の県庁所在地や中核市、東北エリアで見ても市民以外の使用料というのは平均5万1000円とかとなっておりますので、この4万円の金額が他都市に照らしても著しく高いものでないということで認識しております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 動物火葬の件数をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 お答えいたします。動物火葬件数ですが、令和6年度の実績で申し上げますと、青森市斎場においては1067体、浪岡斎園で173体、合計で1240体という件数になっております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 先ほど、炉の数、新しいほうは8つ、常時稼働するのが7つということで伺ったんですが、火葬にかかる時間、多分、今、1時間半ぐらいだと思うんですけども、新しい炉になった場合、その時間は変わるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 火葬の時間については基本的に同様、大きく変わるものではありません。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤夕介委員 教えていただきたいんですけども、資料1の一覧の改正案の区分の中に、埋葬された死体とあるんですけども、こちらはこういった内容なんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 埋葬された死体、いわゆる現行で言うと、改葬のための火葬に該当してくるものなんですけど、戦前とかのお墓とかもありまして、そういうところに入っている場合は土葬されている御遺体もあつて、それを新たに別の場所に移すとか改葬するという際に、それをちゃんと焼骨にして納めてもらいたいというところ

ころもありますので、そういうのに対応するため、改葬のための火葬、埋葬された死体という区分を設けております。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 承知しました。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第80号について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「浪岡学校給食センターの存続を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明求めます。教育委員会事務局理事。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○教育委員会事務局理事 請願第3号「浪岡学校給食センターの存続を求める請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第3号の請願事項は、浪岡学校給食センターを存続させることという内容となっております。

本市では、老朽化が顕著であった西部及び中央部の学校給食共同調理場に代わって新たな給食施設を整備するとともに、給食の調理業務等を民間に委託するために青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針を定め、平成22年11月に公表しております。この実施方針は、整備費の抑制を図るため、PFI方式により小学校給食センターを整備・運営するとともに、中学校給食センターも併せて運営し、順次、耐用年数を迎える各単独給食実施校や青森市浪岡学校給食センターの業務を集約していくというものであります。

本市では、PFI法の規定に基づき、事業内容や事業期間等を定め、議案を平成24年第1回市議会定例会に契約案件として提案し、御議決を得て進めているところであります。

青森市浪岡学校給食センターにつきましては、耐用年数である35年を経過し、現在36年目を迎え、施設の老朽化が著しい状態となっております。また、建て替えには多額の費用を要するとともに、浪岡地区の児童・生徒数も減少しており、今後も減少することが予想されているところです。浪岡学校給食センターを建て替えた場合の事業費につきましては、令和6年第2回市議会定例会の天内議員の一般質問で

も御答弁しておりますが、試算は市としての試算ではありませんが、他自治体において浪岡学校給食センターと同程度の食数、1500食ですけれども、これを令和3年8月に整備した給食センターがありまして、その事業費では11億6000万円となっております。また、浪岡地区の児童・生徒数につきましても、平成22年度の1日当たりの食数が1670食であったものが、令和7年度は1191食となって、15年間で479食減少しております。

青森地区から浪岡地区への学校給食の配送につきましては、国道7号、県道27号、東北自動車道の3つのルートがありますが、それぞれの道路管理者等に今冬の通行止めや渋滞の状況を確認したところ、青森地区の小・中学校を臨時休校及び遠隔授業とした2月2日から2月6日までの間において、国道7号では通行止めはなく、渋滞は一部区間において午前中に発生、県道27号では通行止めはなし、東北自動車道では通行止めが2月3日の13時30分から15時まで、2月6日の20時35分から23時25分まで発生したとのことであって、学校給食の配送時間帯において全ての配送ルートが通行止めという状態は発生していないことを確認しております。

このことに加えまして、教育委員会といたしましては、今冬の豪雪の状況の中でも、小・中学校給食センターの運営事業者以外の給食材料納入業者において、同センターの配送車と同じ後輪駆動車によって浪岡地区の各学校に食材が配送できていること、近年の気象状況等を踏まえ、非常時の代替食として各学校にレトルトシチューの備蓄を進めていることから、青森市浪岡学校給食センターの業務を小・中学校給食センターに集約した場合におきましても、適切かつ安定的な学校給食の提供に努めてまいります。

したがいまして、請願第3号の浪岡学校給食センターの存続については考えていないところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 請願を読んでもみると、請願した方の願いとして、地産地消と食育、それから配送する上での問題点により食中毒が起こるかもしれないという3点だと思えます。

まず、配送というところで大きな問題になっているんですけれども、2回、教育委員会で試走したと伺っていますが、その状況についてお知らせください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 2回試走しておりまして、1月6日と1月7日の2回しております。1月6日は国道7号のルートを走っておりまして、このときは東北自動車道が通行止めになったということで国道7号が渋滞したということで、青森市中学校給食センターから最後に浪岡野沢小学校と女鹿沢小学校に配送するどちらのルートも約2時間かかっております。1月7日、次の日ですけれども、東北自動車道のルートを走っておりまして、これも同じく浪岡野沢小学校及び女鹿沢小

学校まで走ったんですが、いずれも約50分という報告です。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 1月6日は2時間かかっているんですよね。これだと2時間ルールには間に合いません。ある議員の方が10回、この冬、試走なされたということで、その試走のデータをいただいたんですけども、1月25日のシャーベット状の道路状況の中で70分かかったと。2月2日の吹雪の状態、休校になったときです。そのときに88分かかっている。教育委員会の試走でも2時間かかったときがある。それだと困難だということじゃないですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 高速道路もありますので、高速道路の試走は先ほど約50分と話しましたが、基本的には国道7号が浪岡までのルートと考えておりますけれども、渋滞があったりとかそういう場合には高速道路を使っていくということで、そちらのほうで2時間に間に合うと考えているところであります。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 今でも、御飯は油川の業者、パンは工藤パン、麺も大野から配送していると聞いたんですけども、休校の期間、大変な道路状況のときのその配送の状況は御存じですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 浪岡地区は1日だけ休校で、その後は普通に降ろしたんですが、その時でも届けられております。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 時間はどれくらいかかったか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 時間までに間に合っていると思います。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 2時間超えないということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 はい。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 今年、浪岡の学校は2月2日が休校で、3日から通常学校再開したということなんですけれども、例えば、今、小・中学校給食センターに集約されていたとすると、浪岡地区は通学できていて学校に来れる。給食の対応はどうなるんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 集約した後に浪岡に届けられるかということですか。青森地区が休校になって、浪岡地区が通常でやる場合も浪岡地区に届けます。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 浪岡の分だけ作って届けるということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 はい。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 3つのルートがあって、どこかは大丈夫だから可能だろうという考えだとは思いますが、今冬の雪も、市のほうでは想定外だと。来年も再来年も3つのルートが確保できるとは限らないと思うし、もっとひどい道路状況があるかもしれない。給食を積んで、トラックで運転する方も大変な思いで運転して届けるわけですね。そういうリスクを背負って配送するというのがどうなのかなと思うんです。かなりな負担になるかなと思います、配送については。2時間ルールについては、今回の一般質問でも出ていましたけれども、市の教育委員会の答弁では、食缶の性能がいいから2時間過ぎても大丈夫と言っていた。これは教育委員会全体の見解ですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 今回の一般質問で私からその答弁はないので、多分、議員のほうで御紹介したんだと思うんですけれども、2時間たっても65度以上を保つ食缶を使っていますということのお話だと思います。そういうものを使っております。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 使っているのはそうだと思うんですけれども、食缶は性能がいいから2時間過ぎても大丈夫という発言は教育委員会全体の見解と理解していいんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 温度を実際測っております、月1回。それでいくと、65度以上を保っているという状態が検査できておりますので、そういう答えです。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 2時間過ぎても65度以上保っているから、2時間過ぎたら廃棄するかどうかという判断のとき、65度を保っていたら大丈夫と子どもたちに食事を提供するということですね。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 今議会でのやり取りでも、文科省に聞いても努めるようにとのことでしたので、努めることにはなるんですけれども、校長先生の検査と温度管理の状況を見て判断することになると思います。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 それで例えば食中毒ということが起こったら大変なことだと思うんです。配送のリスクもそうですけれども、2時間超えたら駄目だよというルー

ルがあっても、食缶の性能がよいから2時間超えたとしても65度に保ってたら大丈夫だから食べて。それで食中毒が起こった。例えば、子どもたちの命に関わる事態になったら、大変な責任問題になると思うんです。そういうリスクを、配送もそうですけれども、この食中毒のリスクを背負ってまで、この予想がつかない豪雪に襲われている中で、そうですか、大丈夫なんですかねというふうにはちょっと考えにくいというのが私の実感です。いくら校長先生が検食なさったとしても、食中毒が起こらないとは限らない。どこの学校でもどこの地域でも検食していると思うんです。宮城でも牛乳の食中毒がありましたので。校長先生は召し上がっていると思うんです。それでも起こるじゃないですか。ということをやはり現場にいた人間としてはとても危惧します。あと、建て替えをすると経費がかさむ。それはそうだと思います。11億円かかったということで。令和6年の第4回で多機能化——防災機能だったり、高齢者向けの配食サービスだったり、そういうのをいろいろな役割を盛り込んだ多機能型の給食センターというのを提案しました。岩手県の遠野市では実際やっていて、岩手県の遠野市では13億円の財源でしたけれども、文科省とか国交省とかの補助金を活用して、市の単独費用は1億円だったというのも紹介いたしました。リスクを背負って、青森市の小・中学校の給食センターに集約するのか、いろんな補助金を使いながら工夫して多機能なセンターとして、市の単独費1億円という経費をもって建て替えするのか。どっちが地域の安定と子どもたちの安全・安心につながるのかというのをもう1回考えていただきたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 配送が届くかというところの不安の話だと思いますけれども、基本的には7号をルートにして、不安なのは冬場の話だと思います。東北自動車道、実は、今年は3学期中、特に雪が多かった時、4回通行止めになっている、平日、4回なっているんです。ただ、その中で給食の配送時間——10時から12時の間ですけれども、そこはなっていない。令和6年度も、NEXCO東日本に聞いたんですけれども、それは昨年、3回起きていますけれども、青森から浪岡に行く上りのルートというのは1回だけということで、回数の問題でないと言われるかも分かりませんが、そういった状態で、リスク自体は毎日起きているものでないということを御理解いただきたいと思います。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 今まではそうですね。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 浪岡学校給食センターを集約する上で、子どもたちに対するメリットって何があるんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 浪岡学校給食センターの施設は大分古くて、施設

の年数が35年を経過していると先ほども話しましたがけれども、施設が限界に来ております。早く新しい小・中学校給食センターで作っていくというのが安心・安全につながると考えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 施設が古いということであれば、今、相馬委員が提案したように、集約する以外の方法もあったし、例えば、今、廃校になっている小学校を利活用して、最初から建てるのではなくて、給食センターみたいな機能をそこに入れて造るだとか、いろいろな方法があったと思うんですけども、その中から浪岡給食センター集約とするという話で、それ以外の方法というのは何か検討されてきたんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 平成24年の議会で議案として提出して、それをもって進めていますので、その方向で進めているということであります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ここにもある地産地消のことなんですけれども、現在、浪岡の野菜だとか、生野菜とかは浪岡の業者が運んでいるということなんですけれども、集約された場合は、その浪岡の人たちの行き場というのはなくなると思うんですけども、行き先みたいなのは何かあるんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 同じように利用していくものと考えております。小・中学校給食センターのほうでも浪岡地区の——青森市全体ということになりますが、例えばバサラコーンとかを取り入れていきたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 集約する上で、子どもたちにとってのメリットが全く見えてこなくて、ただただ財政上の理由だとかで決めていっているというふうなことしか見えてこなくて、子どもたちにどうおいしい給食を提供しようかということの考えや発想が全く見られないなと思ってきました。それから、先ほども、何かあったときにどうするんだと言ったら、シチューだかを配ればいいんだというのもひどい話だと思っていて、浪岡に届けられなければ、備蓄品のレトルトシチューを食べさせていけばいいんだみたいな発想自体が問題だと思っていて、今の浪岡にあるおいしい給食——先生たちも浪岡の給食のほうがおいしいと言っているくらい素晴らしい学校給食をどう残していくのかという視点が全く見られず、集約されていくことが非常に残念に思っています。なので、ぜひ、さらに存続に向けて検討していただければなと思っています。

以上です。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 レトルトシチューの話が出ましたが、これは浪岡

だけではなくて、全部の小・中学校に備蓄しようと考えているところです。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第3号について、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○小倉尚裕委員長 そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 損害賠償等請求事件の判決について皆様に御報告したいと思いますので、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 はい。

〔議会事務局が資料を配付〕

○泉宏明教育委員会事務局理事 損害賠償等請求事件の判決について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

「1 訴状の送達日」につきましては、令和6年4月15日となっております。本事案については、同年4月の文教経済常任委員協議会においても御報告しておりましたが、去る2月27日に判決がありましたので、その内容を御報告いたします。

「2 当初の訴状の概要」についてであります。裁判の過程で、原告である本市職員1名から、訴状の訂正がありました。訴状の訂正というのは、資料中、括弧で取下げと記載されている部分が取下げられたということの訂正ですが、本年2月28日付で新聞報道されましたが、そのとおり、旧浪岡町に学芸員での採用を約束され、内定していた県埋蔵文化財調査専門職員を辞退し、事務吏員として採用となりましたが、その際の初任給が県の専門職員と同等であるべきだという訴えとなっております。

「3 第一審青森地方裁判所の判決の結果」ですが、判決日は令和8年2月27日

となっており、内容については、被告である青森市は、原告である本市職員1名に対し、原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としての5万円及びこれに対する令和6年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金品を支払うこと、原告である本市職員1名のその余の請求はいずれも棄却すること、訴訟費用の625分の2を被告である青森市が、残りの625分の623を原告である本市職員1名が負担することという内容となっております。

「4 今後について」は、控訴の期間が、第一審判決正本が送達された日の翌日である2月28日から起算して2週間となっており、当該期間である3月13日が経過した場合に判決が確定するものであります。

本市といたしましては、引き続き、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

なお、現在、控訴の期間中であり、判決は未確定でありますことから、当事者である職員の人権に配慮し、具体的な内容についてはお答えいたしかねますので、報告のみとさせていただきます。

また、本事案は、総務部も関連する事案ですので、総務企画常任委員会におきましても報告することとしております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの件は、今、裁判の途中にありますので、御質疑等は割愛ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 ほかに報告事項はありませんか。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 先ほど、議案第75号の条例の改正案の説明の中で、村川委員から、青森市八甲田ふれあい施設の利用率について、パターゴルフ場だけでよろしいかという御質疑の中で、私から、ラジコンカーサーキット場も利用料金の対象ですというお話をさせていただきましたが、これは間違いであります。パターゴルフ場が利用料金を設定されておりますので訂正させていただきます。

以上です。

○小倉尚裕委員長 村川委員、よろしいですか。

○村川みどり委員 はい。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)